

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年11月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第43号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第2項の表京都の食文化推進プロジェクトチームの項の次に次の1項を加える。

「民泊」対策プロジェクトチーム	住宅等に有料で宿泊させることに関する調査、研究及び企画並びに安心かつ安全で市民生活と調和した宿泊環境の整備の促進に関する調査及び研究
-----------------	--

附 則

この規則は、平成27年12月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)